

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	大泉町環境基本条例(案)について			
実施担当部署	都市建設	部	環境整備	課 内線 561
意見等の募集期間	令和2年10月13日～令和2年11月15日			
意見等の受付件数	5件	1人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参1人)	

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
1	第3条第1項(基本理念)	環境への負荷は次代を担う子や孫に大きな変化を与えるので、環境は次代から預かっているものであると意識付けすることに努力する必要がある。	本環境基本条例は、理念条例として、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めるものです。 そのため、具体的な施策の内容等については記載していませんが、いただいたご意見につきましては、今後策定する環境基本計画(本環境基本条例(案)第8条)の中で検討してまいります。
2	第4条第2項(町の責務)	大泉町内には環境測定所は無く、各事業所ごとの排出値は不明だと思うので、具体的な「必要な措置の実施」について明らかにしてほしい。	
3	第5条(町民の責務)	「町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力することも町民の責務」とすることは、重要なことと思うが、具体的な例を示して欲しい。	
4	第10条(調査及び研究)	「必要な調査研究を実施」とあるが、どのような方々を調査研究の構成員とするのか。調査研究についての検討結果を広報等を通して周知、啓蒙してはどうか。	
5	指定なし	平均気温が2℃上昇すると地球環境は不可逆的な状況になると言われている。政府は2050年にはCO2排出量をゼロにするとしている。町としても具体的手段を検討する必要がある。	

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
	全体	変更はございません		

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場	都市建設部	環境整備課	環境係
〒370-0595	住所:大泉町日の出55番1号	1階	4番 窓口
電話:	0276-63-3111 (内線561)	ファクシミリ	0276-63-3921
電子メール:	kankyo@town.oizumi.gunma.jp		